

議事 (3) その他

第 10 次高齢者保健福祉計画 (素案)

第 6 章

非公開資料



# 第6章 介護保険サービスの見込み量と保険料

## 1 前計画の実績

### (1) 前計画期間中の介護保険サービスの利用実績

#### ①介護保険サービス給付額

前計画期間中の介護保険サービス給付額（介護予防サービスを含む）について、総給付額は令和3年度は27,941百万円、令和4年度は27,823百万円、令和5年度は27,824百万円とほぼ横ばいで推移していますが、居宅サービス（介護予防を含む）と地域密着型サービス（介護予防を含む）は、年々増加しています。

前計画策定時の計画値と実績値を比較すると、施設サービス及び居宅サービスについては実績値が計画値を下回っていますが、地域密着型サービスについては概ね計画どおりとなっています。

図表6-1-1 介護保険サービス給付額の実績

単位：百万円

	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度 (見込み値※2)
<b>施設サービス</b>			
計画値（百万円）：A	8,640	8,836	9,001
実績値（百万円）：B	8,416	8,144	7,854
計画比（％）：B/A	97.4%	92.2%	87.3%
<b>居宅サービス※3（介護予防を含む）</b>			
計画値（百万円）：A	13,969	14,219	14,616
実績値（百万円）：B	13,667	13,682	13,717
計画比（％）：B/A	97.8%	96.2%	93.8%
<b>地域密着型サービス（介護予防を含む）</b>			
計画値（百万円）：A	5,904	5,964	6,337
実績値（百万円）：B	5,858	5,998	6,254
計画比（％）：B/A	99.2%	100.6%	98.7%
<b>総給付費※4</b>			
計画値（百万円）：A	28,513	29,019	29,954
実績値（百万円）：B	27,941	27,823	27,824
計画比（％）：B/A	98.0%	95.9%	92.9%

※1：令和3年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和4年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和5年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：介護予防支援・居宅介護支援を含む。

※4：総給付費は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

## ②介護サービスの種類別利用者数

前計画期間における各サービスの年間利用者数については、次のとおりです。

図表 6-1-2 介護保険サービス種類別利用実績（年度別の年間利用者数、介護予防を含む）

単位：人／年

	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度 (見込み値※2)
施設サービス	30,901	29,981	28,764
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16,310	16,331	16,296
介護老人保健施設	12,645	11,507	10,164
介護医療院	1,560	1,671	1,896
介護療養型医療施設	386	372	408
居宅サービス	257,286	264,217	267,876
訪問介護	41,163	42,537	42,756
訪問入浴介護	3,062	2,997	2,676
訪問看護	13,322	14,144	15,120
訪問リハビリテーション	1,145	978	816
居宅療養管理指導	18,165	19,431	19,980
通所介護	48,042	48,690	49,752
通所リハビリテーション	18,850	16,997	15,852
短期入所生活介護	9,646	9,792	9,816
短期入所療養介護（老健）	1,676	1,605	1,716
短期入所療養介護（病院等）	9	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	4	6	0
福祉用具貸与	92,581	97,182	99,588
特定福祉用具販売	1,630	1,614	1,524
住宅改修	1,410	1,421	1,512
特定施設入居者生活介護	6,581	6,823	6,768
地域密着型サービス	38,147	39,381	41,868
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	41	45	60
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,921	1,776	1,620
小規模多機能型居宅介護	4,527	4,356	4,596
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	7,011	7,274	7,500
地域密着型特定施設入居者生活介護	275	220	216
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	3,733	3,720	3,744
看護小規模多機能型居宅介護	352	524	612
地域密着型通所介護	20,287	21,466	23,520
居宅介護支援・介護予防支援	133,591	136,841	138,972

※1：令和3年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和4年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和5年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

## ③介護サービスの種類別保険給付額

前計画期間における各サービスの年間保険給付額については、次のとおりです。

図表6-1-3 サービス種類別利用実績（年度別の年間保険給付額、介護予防を含む）

単位：百万円

	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度 (見込み値※2)
施設サービス※3	8,416	8,144	7,854
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4,226	4,249	4,286
介護老人保健施設	3,574	3,267	2,870
介護医療院	497	519	573
介護療養型医療施設	119	110	125
居宅サービス※3	11,876	11,832	11,838
訪問介護	2,505	2,559	2,522
訪問入浴介護	176	167	148
訪問看護	443	472	517
訪問リハビリテーション	34	30	26
居宅療養管理指導	125	139	147
通所介護	3,921	3,805	3,900
通所リハビリテーション	1,036	895	847
短期入所生活介護	972	982	871
短期入所療養介護（老健）	171	162	169
短期入所療養介護（病院等）	2	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	1	0
福祉用具貸与	1,122	1,179	1,225
特定福祉用具販売	57	60	60
住宅改修	121	122	135
特定施設入居者生活介護	1,192	1,259	1,271
地域密着型サービス※3	5,858	5,998	6,254
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	7	10
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	284	260	250
小規模多機能型居宅介護	956	928	997
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1,800	1,863	1,958
地域密着型特定施設入居者生活介護	58	44	44
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1,097	1,117	1,136
看護小規模多機能型居宅介護	91	146	162
地域密着型通所介護	1,565	1,632	1,696
居宅介護支援・介護予防支援	1,791	1,850	1,879

※1：令和3年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和4年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和5年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：端数処理により各サービスの合計と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 施設・居住系サービスの基盤整備

本市では、前計画期間を通じ、在宅での生活が困難な要介護高齢者が、介護施設等に入所し様々な介護サービスを受けることができる施設・居住系サービスについて、基盤整備を進めてきました。

また、施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスに含まれる部分に関しても、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、整備を推進してきました。

前計画での整備目標に対し、施設・居住系サービスの整備の令和5年度末の整備見込みは図表6-1-4のようになっています。また、施設・居住系サービスのうち地域密着型サービスに含まれる部分について、日常生活圏域別の指定状況は図表6-1-5の通りとなっています。

図表6-1-4 施設・居住系サービスの整備状況

単位：床

	前期計画での 整備目標	令和5年度末の 整備状況（見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,761	1,645
大規模	1,335	1,335
地域密着型	426	310
介護老人保健施設	1,189	1,093
非転換	1,168	1,072
介護（医療）療養型からの転換	21	21
介護医療院	223	187
非転換	0	19
介護（医療）療養型からの転換	223	168
介護療養型医療施設	30	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	732	714
特定施設入居者生活介護	1,207	1,120
介護専門型	25	25
混合型	1,155	1,077
地域密着型	27	18
合 計	5,142	4,759

図表6-1-5 施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスの整備状況  
(令和5年度末時点(見込み))

単位：床

区 分 (介護予防含む)	合 計	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
		平市街地	平北部	平東部	平南部	小名浜市街地・東部
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	310	29	0	0	29	58
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	714	72	45	27	54	99
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	0	0	0	0

区 分 (介護予防含む)	第6圏域	第7圏域	第8圏域	第9圏域	第10圏域	第11圏域
	小名浜西部	小名浜北部	勿来中部・南部	勿来北部・田人	常磐・遠野	内郷
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	29	29	29	20	29	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	27	27	63	81	48	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0

区 分 (介護予防含む)	第12圏域	第13圏域	第14圏域
	好間・三和	四倉・久之浜・大久	小川・川前
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	29	0	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	45	36	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

## 2 介護保険サービスの給付見込み量推計

### (1) 推計方法の概略

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

≪推計の手順≫
(1) 本計画期間の将来人口を推計。
(2) 令和5年9月末日時点における要介護・要支援認定者数に基づき、本計画期間の要介護・要支援認定者数を推計。
(3) 本計画での整備計画に基づく、本計画期間の施設・居住系サービスの定員数に、令和5年度の利用率等を加味して、本計画期間の施設・居住系サービス利用者数を推計。
(4) 要介護・要支援認定者数から上記(3)で推計した施設・居住系サービスの利用者数を除き、「在宅サービス対象者数」を推計。これに令和5年度の利用実績に基づき設定した在宅サービスの利用率を乗じ、本計画期間における各サービスの利用者数を推計。 また、一部の在宅サービスについては、令和5年度の利用実績から本計画期間における「利用者1人あたりの利用回数」を設定し、これをサービス毎の利用者数に乗じて全体の利用回数を推計。
(5) 施設・居住系サービス及び在宅サービスの利用者数(一部の在宅サービスについては利用回数)に、令和5年度の利用実績から設定した単価(1人あたり、または1回あたりの保険給付額)を乗じ、保険給付額を算出。



## (2) 施設・居住系サービスの整備に関する方針及び基本的な考え方

### ①本市の施設整備方針

本市では、これまで「市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者ニーズを踏まえた在宅サービスと施設サービスについて、国が掲げる「介護離職ゼロ」に向けた取組みや、介護人材の確保が困難であるとの現状を勘案しながら、給付費と保険料負担の関係にも留意しつつ、必要な基盤整備を進めてきました。

今後においても、高齢化の一層の進行に伴う身体機能や認知機能の低下、社会的孤立によるうつ病など、身体的・精神的課題を抱える高齢者の増加に対応するため、高齢者自身の希望に寄り添った多様な住まいと住まい方の充実が求められています。

本計画においても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう自宅での生活を支えるサービスの充実を図るとともに、自宅での生活が続けられない高齢者のニーズに対応するため、必要となる施設サービスの確保に努め、バランスのとれた整備を図ります。

なお、高齢者ができる限り身近な地域においてサービスを受けながら生活し続けられることを目的に創設された地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービス（地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）については、日常生活圏域ごとにサービス整備目標を定めるとともに、定めた整備目標量を超える場合には、市は事業所の指定をしないことができるとされています。

本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位での地域バランスを考慮しながら整備を進めます。

### ②施設・居住系サービスの整備目標の設定

#### 【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

本市では、高齢者自身の希望に寄り添い、住み慣れた地域での暮らしを続けられるよう、自宅での生活を支えるサービスや地域密着型の施設整備を促進しているところであり、また、令和42年には要介護認定者数がピーク時の8割程度に減少すると予想されることも踏まえ、定員30人以上のいわゆる大規模型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、新たな施設の整備は行わないこととします。

#### 【地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）】

地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下）については、入所希望者の待機状況などを踏まえ、本計画期間中に市全域で87床分の整備を行うこととします。

整備を行う日常生活圏域については、14圏域のうち、65歳以上人口に対する施設の充足率が市全体より低い11圏域を対象とします。

#### 【介護老人保健施設】

介護老人保健施設については、一定程度の整備が図られていることから、新たな整備目標を設定せず、現状を維持することとします。

【介護医療院】

介護療養型医療施設の廃止（令和6年3月31日）に伴い、介護療養型医療施設から介護医療院等への転換が進められ、令和5年度に転換が完了し、一定程度の整備が図られていることから、現状を維持することとします。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

国の「認知症施策大綱」を踏まえた「市認知症施策推進計画」の中において、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう総合的な認知症施策のひとつとして介護サービス体制の充実が挙げられており、今後ますます当該施設の必要性が高まることが予想されますが、日常生活圏域内の高齢者人口に対するグループホームの定員割合の差が大きいことから、高齢者人口に対する施設の定員割合がより低い4圏域を対象に、36床（18床×2施設）を整備することとします。

【特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護】

少子化の進行に伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が予想され、高齢期の住宅として介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅が選択肢の一つとなるなど、高齢者のニーズも多様化しており、高齢期に合わせた住まいのリフォーム、建替え、住替えなど多様な住まいと支援の在り方について検討を進める必要があります。

については、住替えニーズにも対応できるよう必要なサービス基盤を確保し、高齢者自身の希望に沿った、安心して暮らせる多様な住まい環境の実現を目指し、第9次計画に引き続き、120床を整備します。

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等でのサービスとなることから、一体的に整備することとします。

【養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）】

養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）については、すでに一定程度の整備が図られていることや、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住宅型施設の整備が進んできている状況などを受け、本計画期間中に新たな整備は行わず、現状を維持することとします。なお、老朽化が進んでいる施設も見られるため、老朽化対策等については、事業者と協議していきます。

図表6-2-5 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の基盤整備を行う圏域

日常生活圏域		地域密着型 介護老人福祉施設 (地域密着型 特別養護老人ホーム)	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)
第1圏域	平市街地	○	
第2圏域	平北部	○	
第3圏域	平東部	○	○
第4圏域	平南部	○	
第5圏域	小名浜市街地・東部		
第6圏域	小名浜西部		○
第7圏域	小名浜北部		
第8圏域	勿来中部・南部	○	
第9圏域	勿来北部・田人	○	
第10圏域	常磐・遠野	○	○
第11圏域	内郷	○	
第12圏域	好間・三和	○	
第13圏域	四倉・久之浜・大久	○	○
第14圏域	小川・川前	○	

※○の付いている圏域に対し、サービスの基盤整備を行う。

## ③施設・居住系サービスの年度別整備目標

本計画期間中の各年度における、施設・居住系サービスの整備目標は次のとおりです。

図表 6-2-6 本計画期間における、施設・居住系サービスの年度別整備目標

施設等種別	令和5年度末 見込み	第10次計画				令和8年度末 見込み (目標値)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,645			87	87	1,732
大規模	1,335					1,335
地域密着型	310			87	87	397
介護老人保健施設	1,093					1,093
非転換	1,072					1,072
介護(医療)療養型か からの転換	21					21
介護医療院	187					187
非転換	19					19
介護(医療)療養型か からの転換	168					168
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	714		36		36	750
特定施設入居者生活介護	1,120		120		120	1,240
介護専用型	25					25
混合型	1,077		120		120	1,197
地域密着型	18					18
合計	4,759		156	87	243	5,002

※公募により順次整備していく予定ですが、事業所選定結果等の状況によって、整備時期等が変動する可能性があります。

## ④施設・居住系サービスの年度別整備目標

ここでは、介護保険法定給付及び地域支援事業以外に、本市が提供する福祉サービスの事業量について示します。

	見込み量	現在の状況
養護老人ホーム	2施設 180人分	2施設 180人分 ・徳風園…100人分 ・千寿荘…80人分
軽費老人ホーム (従来のケアハウス)	5施設 180人分	5施設 180人分 ・日之出荘 …80人分 ・ハートフルなこそ…30人分 ・ケアハウスかしま…20人分 ・ケアハウス恕宥荘…20人分 ・ケアハウス小名浜…30人分
経過型 (従来のA型・B型)	1施設 50人分	1施設 50人分 ・悠々の里…50人分
老人福祉センター	4施設	4施設 ・平老人福祉センター ・勿来老人福祉センター ・内郷老人福祉センター ・四倉老人福祉センター
老人憩いの家	1施設	1施設 ・小名浜老人憩いの家

### (3) 介護保険サービスの給付見込み

#### ① 介護給付等対象サービス必要量の確保に向けた方策

本市の広域性や日常生活圏域を踏まえ、地域ケア会議を活用しての課題解決に努めるとともに、サービス事業者の活動エリアとサービス体制を把握しながら、地域包括ケアシステムの構築に向け必要量（目標量）の確保を図ります。

#### ア 居宅サービス

居宅サービスとは、在宅での介護を中心に自立した生活を送ることを目的にその方の心身の状態に応じたサービスを提供するものです。

##### ○訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

##### ○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

##### ○訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

##### ○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションについて、やや不足している状況です。今後はサービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

##### ○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

##### ○通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

##### ○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションについて、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

短期入所生活（療養）介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については、74 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援及び介護予防支援については、介護サービスや介護予防サービスが必要な方に対し、適切なサービスを提供するための方針を定める重要なサービスであるため、介護支援専門員と連携し、サービスの提供体制整備に努めます。また、ケアマネジメントの質の向上を図るために必要な対策についても検討していきます。

#### イ 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域と住まいで可能な限り生活が継続できるように、身近な地域での生活を支えるためのサービスを提供するものです。

地域密着型サービスは原則としていわき市民のみが利用できるものであり、地域包括ケアシステムの構築・深化に関する取組みにおいても、地域の生活を支える基盤として重要な役割を果たすサービスです。

#### ○認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護について、やや不足している状況です。今後はサービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

#### ○夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護については、現状では未だ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであるため、今後のサービス需要等を見極めながら必要な対策を検討していきます。

#### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、現状では未だ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであるため、サービス提供事業者の参入促進に努めます。

#### ○小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

#### ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、74 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

#### ○地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）については、74 ページに記載の通り、認知症対応型共同生活介護と一体的に整備を進めます。

#### ○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム）については 73 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。



○看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護について、やや不足している状況です。今後はサービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

○地域密着型通所介護

地域密着型通所介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

ウ 施設サービス

施設サービスとは、在宅での介護が困難になった方が介護保険施設に入所し、日常生活の介護や看護、リハビリテーションや健康管理などのサービスを受けるものです。

なお、本計画期間における対象施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院です。なお、介護療養型医療施設は、令和5年度末をもって廃止となりました。

施設サービスの整備に関しては、本書73～74ページに記載した考えに基づき、整備を進めていきます。

## ②施設サービスの利用者数

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院について、今後の整備計画や過去の利用状況などに基づき、1か月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表6-2-1 本計画期間における、施設サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設サービス利用者数	2,783	2,783	2,838
対高齢者人口比	2.8%	2.8%	2.8%
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1,373	1,373	1373
要介護1	0	0	0
要介護2	7	7	7
要介護3	217	217	217
要介護4	650	650	650
要介護5	499	499	499
地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム）	312	312	367
要介護1	0	0	0
要介護2	6	6	7
要介護3	36	36	43
要介護4	155	155	182
要介護5	115	115	135
介護老人保健施設	930	930	930
要介護1	54	54	54
要介護2	141	141	141
要介護3	299	299	299
要介護4	273	273	273
要介護5	163	163	163
介護医療院	168	168	168
要介護1	5	5	5
要介護2	13	13	13
要介護3	27	27	27
要介護4	52	52	52
要介護5	71	71	71

## ③居住系サービスの利用者数

居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）について、整備計画や過去の利用状況などに基づき、1か月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表6-2-2 本計画期間における、居住系サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系サービス利用者数	1,238	1,257	1,333
対高齢者人口比	1.3%	1.3%	1.4%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	629	644	665
要介護1	59	61	63
要介護2	129	132	135
要介護3	217	222	229
要介護4	137	140	147
要介護5	87	89	91
特定施設入居者生活介護	591	595	650
要支援1	12	12	12
要支援2	15	15	15
要介護1	116	117	129
要介護2	126	127	139
要介護3	116	116	127
要介護4	122	123	135
要介護5	84	85	93
地域密着型特定施設入居者 生活介護	18	18	18
要介護1	0	0	0
要介護2	8	8	8
要介護3	3	3	3
要介護4	6	6	6
要介護5	1	1	1

## ④在宅サービスの給付量の見込み

## ア 在宅サービスの給付量の見込み（介護給付）

在宅サービス（介護給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表6-2-3 本計画期間における、在宅サービス（介護給付）の給付量の推計値

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
訪問介護	回／年	855,253	864,226	868,036
訪問入浴介護	回／年	12,352	12,460	12,563
訪問看護	回／年	111,973	113,090	113,556
訪問リハビリテーション	回／年	8,356	8,356	8,356
居宅療養管理指導	人／年	19,968	20,160	20,268
通所介護	回／年	498,911	502,804	504,232
通所リハビリテーション	回／年	92,954	93,643	93,816
短期入所生活介護	日／年	97,152	98,165	99,462
短期入所療養介護（老健）	日／年	15,097	15,336	15,448
短期入所療養介護（病院等）	日／年	0	0	0
短期入所療養介護 （介護医療院）	日／年	0	0	0
福祉用具貸与	人／年	86,088	87,216	88,152
特定福祉用具販売	人／年	1,260	1,260	1,260
住宅改修	人／年	1,044	1,056	1,068
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人／年	360	360	360
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0
地域密着型通所介護	回／年	212,348	213,936	214,463
認知症対応型通所介護	回／年	21,086	21,416	21,416
小規模多機能型居宅介護	人／年	4,404	4,440	4,464
看護小規模多機能型居宅 介護	人／年	588	588	588
居宅介護支援	人／年	123,072	124,020	124,332

## イ 在宅サービスの給付量の見込み（介護予防給付）

在宅サービス（介護予防給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表6-2-4 本計画期間における、在宅サービス（介護予防給付）の給付量の推計値

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	0
介護予防訪問看護	回/年	5,813	5,813	5,735
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	642	642	642
介護予防居宅療養管理指導	人/年	228	228	228
介護予防通所リハビリテーション	人/年	2,892	2,916	2,892
介護予防短期入所生活介護	日/年	1,854	2,057	2,330
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/年	72	72	72
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日/年	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/年	14,700	14,952	15,132
介護予防特定福祉用具販売	人/年	324	324	312
介護予防住宅改修	人/年	612	612	612
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	91	91	91
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	264	264	264
介護予防支援	人/年	17,532	17,556	17,496

## 3 介護保険事業に係る給付費等の見込み

## (1) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

図表6-3-1 本計画期間における、保険給付費（給付額）の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設・居住系及び在宅サービス給付費	28,756,247 千円	28,997,533 千円	29,472,967 千円
特定入所者介護サービス費（補足的給付）	784,648 千円	789,935 千円	790,490 千円
高額介護サービス費等	658,515 千円	663,029 千円	663,495 千円
高額医療合算介護サービス費等	60,373 千円	60,703 千円	60,746 千円
審査支払手数料	30,364 千円	30,530 千円	30,551 千円
合 計※	30,290,147 千円	30,541,730 千円	31,018,249 千円

※：端数処理により各サービスの合計と内訳が一致しない場合がある。

図表6-3-2 本計画期間における、地域支援事業費（給付額）の見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	875,893 千円	915,932 千円	958,450 千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	583,608 千円	594,494 千円	604,911 千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	75,135 千円	77,251 千円	78,365 千円
合 計※	1,534,636 千円	1,587,677 千円	1,641,726 千円

※：端数処理により各サービスの合計と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 第1号被保険者の保険料

国の社会保障審議会介護保険部会より、所得段階の多段階化（13段階）や保険料率の変更が示されたことから、本市においても国の見直し内容を踏まえ、所得段階区分及び保険料率を設定しました。

保険料については、保険給付費及び地域支援事業費等に係る総費用額に、各公費負担分、保険料の予定収納率等を加味し、第1号被保険者の所得段階別の人数を考慮して、第1号被保険者の保険料基準額（月額）を、6,303円と算出しました。

第1号被保険者の保険料は、この保険料基準額（月額）に所得段階別の割合を乗じて得た金額を12倍し、100円未満を四捨五入することで年額を算出しています。

なお、算出結果は以下の通りです。

図表6-3-3 本計画期間における第1号被保険者の保険料

所得段階区分	年額（円）	対象者
第1段階 (28.5%)	21,600円	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 <sup>※1</sup> とその他の所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下の方
第2段階 (48.5%)	36,700円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階 (68.5%)	51,900円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階 (88%)	66,600円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (100%)	75,600円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える方
第6段階 (113%)	85,500円	・本人が市民税課税で、合計所得金額 <sup>※3</sup> が125万円未満の方
第7段階 (125%)	94,500円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第8段階 (150%)	113,500円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階 (175%)	132,400円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第10段階 (190%)	143,700円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方
第11段階 (200%)	151,300円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方
第12段階 (230%)	174,000円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方
第13段階 (250%)	189,100円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方

（第1段階から第3段階の保険料については、政令の定めにより、それぞれ公費負担による軽減を行っている）

※1：年金収入額とは、遺族・障がい年金などの非課税年金を除いた公的年金の1年間の受給額。

※2：その他の所得金額とは、年金収入以外の収入に係る「所得」（収入から必要経費などを差し引いた金額）の合計額。

※3：合計所得金額とは、全ての「所得」の合計額（年金収入額に係る所得を含む）。

（注）その他の所得金額及び合計所得金額については、マイナスの場合は0円とする取り扱い。

また、土地・建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を差し引いた後の金額。

## 4 介護給付適正化について（第6期介護給付適正化計画）

### （1）概要

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくために行われます。

今後、後期高齢者等の増加により、介護サービスに対するニーズはさらに増加すると見込まれる中、第5期介護給付適正化計画の検証結果等も踏まえ、介護給付の適正化を一層推進して行きます。

### （2）これまでの取組み

本市では、これまで5期にわたり、国が定める「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき策定された「都道府県介護給付適正化計画」と連携し、国・県・市が一体となって、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化の推進に取り組んできました。

主なものとして、介護支援専門員有資格者による「ケアプランの点検」や「不適正請求の点検」等、また給付適正化のためのマニュアルを作成し、法人指導担当部署と連携して行う事業者に対する集団指導講習の開催時に配布する等の活動のほか、平成28年度からは、福島県国民健康保険団体連合会への委託により「医療情報との突合・縦覧点検」を実施し、医療給付担当部署との連携体制の構築を図り、重複請求等の点検を行ってきました。

さらに、令和2年度から、介護認定情報と給付実績を突合、分析するシステムの導入により、点検体制を強化しております。

#### 【これまでの経過】

年次	内容
平成16年2月	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始
平成16年10月～平成19年度	「介護給付適正化推進運動」
平成20年度～平成22年度	「第1期介護給付適正化計画」
平成23年度～平成26年度	「第2期介護給付適正化計画」
平成27年度～平成29年度	「第3期介護給付適正化計画」
平成30年度～令和2年度	「第4期介護給付適正化計画」
令和3年度～令和5年度	「第5期介護給付適正化計画」 (第9次いわき市高齢者保健福祉計画)



図表6-4-1 第5期介護給付適正化計画の実施状況

区分	事業	目標値	実績値（令和5年度は見込み値）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化	認定調査票・主治医意見書の内容点検	100%	100%	100%	100%
	認定調査票・主治医意見書の早期提出	—	—	—	—
	合議体連絡会、介護認定関係担当係長会議及び認定調査員研修会の開催	—	—	—	—
ケアマネジメント等の適正化	ケアプランの点検	300件	486件	335件	500件
	福祉用具購入・貸与調査	200件	148件	144件	200件
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	縦覧点検・医療情報との突合	—	—	—	—
	介護給付費通知	年3回	年3回	年3回	年3回
その他の取組み	法人指導担当との連携	—	—	—	—

### （3）現状と課題

介護保険制度の開始当初に比べ、要介護・要支援認定者数や保険給付費の増加に伴い、第1号被保険者保険料の改定や、一定以上の所得のある被保険者の負担割合の変更が行われるなど、被保険者の負担が増加しています。

そのような中、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する介護給付の適正化事業は、保険者の重要な責務です。今後、更なる介護給付の適正化を図っていくためには、国が策定する「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく事業について、本市の状況を踏まえた上で、より具体的かつ実効性のある目標を設定する必要があります。

特に現状では、介護支援専門員が作成するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が未だに多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを引き続き進めていく必要があります。

#### (4) 今期の取組方針と目標

第6期介護給付適正化計画の期間は令和6年度から令和8年度までとされています。第6期の取組方針としては、国が策定する「介護給付適正化計画に関する指針」において、取り組むべき事業とされた3事業「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」並びに積極的な実施が望まれる取組みとされた「給付実績の活用による確認等」、「介護給付費通知」の2事業の計5事業を優先的に実施するとともに、第5期介護給付適正化計画における課題を踏まえたうえで、福島県や福島県国民健康保険団体連合会との連携を図っていくこととします。

なお、各事業の具体的な方針と目標は以下の通りです。

##### ① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査は、要介護認定の判定資料となる重要な事務であることから、直営・委託を問わず、認定調査を行う者に対して広く研修等を行います。また、市職員等が認定調査の内容について点検することにより、認定調査の実態を把握するとともに平準化を図り、適切な認定調査が行われるようにしていくこととします。

また、認定審査会の委員を対象とした連絡会を開催し、本市の要介護認定の現状や要介護認定の平準化に係る留意事項を共有することで、公平な要介護認定の確保に努めることとします。

##### ② ケアプラン等の点検

###### 【ケアプランの点検】

介護支援専門員が作成するケアプランは、適切な介護給付の根幹となるものであることから、その点検は給付適正化において特に重要な役割を果たすもののひとつです。しかし、第5期介護給付適正化計画期間において、課題等の整理やケース検討が十分に行われておらず、受給者の自立支援に資する適切なケアプランとなっていないと思われるものも確認されていたことから、今期においてもケアプランの点検について優先的に取り組むこととします。

具体的には、「要支援者の使用する特殊寝台」や、「訪問介護における自立生活支援のための見守りの援助」等、個別のテーマを設定し、市内の事業所に対しケアプラン点検のための書類提出を依頼したうえで、「介護支援専門員の作成するケアプランが、生活状況における課題等を把握しケース検討が十分に行われたうえで作成されているのか」ということについて、介護支援専門員とともに確認・検証を行い、指摘を要した場合は、改善事項の伝達、改善状況の把握を行うこととします。この取組みを通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、ケアプランの質の向上を図るための支援を行っていくこととします。

また、これらの点検によるケアプランの改善状況を把握することにより、ケアプランの点検を実施したことによる効果の把握に取り組むこととします。

**【住宅改修等の点検】**

住宅の改修工事を施工する事業者に対し、定期的な研修等を行うことで、受給者の心身や生活の状態にそぐわない不適切または不要な改修工事を防いでいくこととします。

なお、施工後においても、提出書類や写真からは改修の効果が分かりにくい工事等については、介護支援専門員や改修工事を施工する事業者から聞き取りによる点検を行っていきます。

また、申請書を受理する窓口の職員に対しては、詳細な受付マニュアルを配布し、改修前に見積書や工事内容の確認を十分に行うことで、適切な住宅改修を行うことができるように体制を整えていくこととします。

**【福祉用具購入・貸与調査】**

福祉用具を購入する際には、原則としてその必要性が介護支援専門員の作成するケアプランに位置付けられている必要があります。利用者の身体状況や住環境、利用目的に応じた給付であるかを確認するため、必要に応じケアプランの提出を求め、不適切または不要な給付を防ぐこととします。

これらの点検結果を把握することにより、福祉用具購入・貸与調査を実施したことによる効果の実態の把握に取り組むこととします。

また、福祉用具の貸与事業者（福祉用具専門相談員）が福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格を利用者に説明するとともに、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が必要とされることから、引き続き、貸与事業者や利用者に対する周知を図り、貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与が行われるように努めます。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検については、費用対効果が最も期待できるものとされており、効率的な実施を図るため、平成28年度から福島県国民健康保険団体連合会へ委託しています。今後も同連合会への委託を継続するとともに、過誤処理を行った請求などのデータを蓄積し、Q&Aやマニュアルの作成、配布等により、事業者への注意喚起を行い、適正な請求が行われるように指導していくこととします。

なお、医療情報との突合・縦覧点検に関する項目のうち、同連合会で実施しないものについては、本市が点検等を行います。

④ 給付実績の活用による確認等

国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適正な給付や請求誤り等の多い事業者等を抽出のうえ、確認等を行うものです。国保連より提供される給付実績を活用した帳票の点検並びに本市の介護給付適正化システムを用いて、給付実績データと介護認定データを突合・分析させることにより得られる不適正な可能性がある給付の点検を行い、事業所等に確認等を行っていきます。

⑤ 介護給付費通知

介護給付費通知とは、介護サービスを利用している被保険者全員に対し、自身が利用したサービスの種類や利用額をお知らせするものです。このことにより、受給者本人やその家族、介護サービス事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適正な請求に向けた効果が期待されています。

今後は、通知の範囲や送付時期の工夫など、受給者が通知内容を十分に理解でき、さらに効果が上がるような方法について検討していくこととします。